

議案第四一号

三朝田賦負担定数條例の一部を次のように改正する
ものとする

昭和三十一年六月九日提出

三朝田長 坂出 稔

原案可決

昭和卅貳年七月貳日一議決

三朝田議会議長 天野 廉

昭三十一年三朝田條例第一号

三朝田賦負担定数條例の一部を改正する條例

第一條中次のように改める

農業委員会

書記

三人

とあるを



この條例は昭和三十三年七月二十一日より施行する

附則

教育委員会	教育委員会	農業委員会
教育委員会 主任委員 委員 書記 庶務 補人	教育委員会 主任委員 委員 書記 庶務 補人	農業委員会 農地主任 振興主任 書記 庶務
通じて五人	通じて五人	通じて三人

に改める

とあるを

に改める